

解約返戻金の仕組みと審査について

平成19年12月18日

金融庁

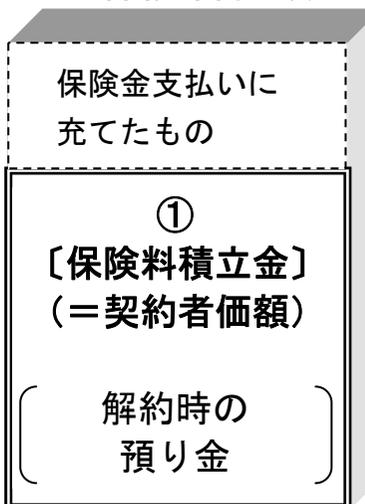
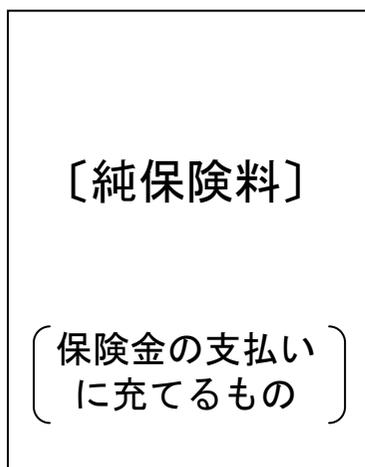
任意解約による返戻金

保険料の仕組み

法務省（案） 19年11月28日現在

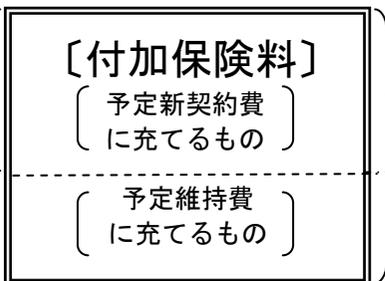
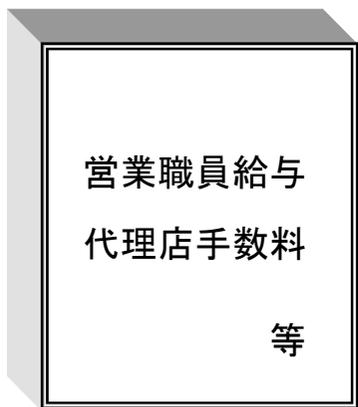
〔契約時〕
（月払い保険料）

〔解約時〕
（保険料総額）

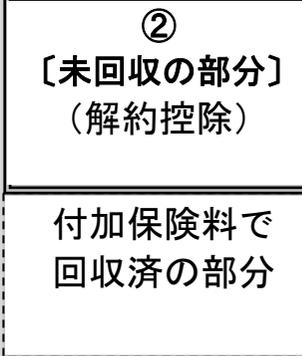
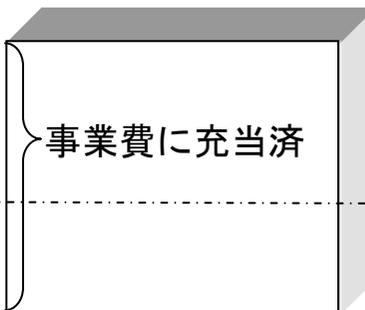


〔解約返戻金〕
=①-②

予定新契約費
（全額）



事業費に充てるもの



〔新契約費は、契約時に一時に支出（未回収の発生）⇒毎月の付加保険料で長期回収〕

毎月の付加保険料から回収

解約返戻金の審査について

	書類名	記載事項(抜粋)	法令上の審査基準(抜粋)
基礎書類	保険料及び責任準備金の算出方法書	<p>施行規則第10条</p> <p>○保険料及び責任準備金の計算の方法（計算基礎の係数を含む）に関する事項（第1号及び第2号）</p> <p>○返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（「契約者価額」という。）の計算の方法及びその基礎に関する事項（第3号）</p>	<p>保険業法第5条第1項第4号</p> <p>○保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること</p> <p>○保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと</p> <p>○その他内閣府令で定める基準</p> <p>→ 施行規則第12条第1号 <u>契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと</u></p>

（監督指針Ⅳ-5-1 保険料（要旨））

- (1) 保険料の算出方法は、公平性等を考慮して、合理的かつ妥当なものとなっているか。
- (2) 保険料については、保険種類間等で、不当な差別的扱いをするものとなっていないか。
- (3) 予定発生率・損害額又は予定解約率等については、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われているか。
- (6) 付加保険料（事業費の割増引を含む。）の設定について、（算出方法書に）係数によらずに定性的な表現で記載するときは以下の条件を満たしているか。
 - ① 保険種類間の公平性が損なわれておらず、事業費の支出見込額に対して妥当であるなど適切なレベルとすることを明確にしているか。
 - ② Ⅱ-2-7-2(5)④の趣旨（社内規定等に定める付加保険料の算出方法が合理的かつ妥当なものであること等）を踏まえて、明確に社内規定等で定めることとしているか。
 - ③ (1)(2)の観点も踏まえ、付加保険料の設定に応じ、その重要度を勘案した上で分類した保険種類及び販売経路などの別ごとのモニタリング資料を提出しているか。また、モニタリング資料の基礎となる資料を添付しているか。

（監督指針Ⅳ-5-3 契約者価額）

解約返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。

純保険料とは

保険料のうち保険金の支払に充てられる部分

(算出方法)

○日本アクチュアリー会による標準生命表や、自社の実績データ等の統計資料を用い、保険数理に基づいて算出している。

(当局審査)

○当局審査においては、使用データ、算出方法等が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであるかを確認する。

付加保険料（予定事業費）とは

保険料のうち保険事業の運営に充てられる部分であり、予定新契約費と予定維持費で構成される。

（算出方法）

○販売経費（営業職員給与、代理店手数料等）や運営費について、販売政策も織り込み算出している。

（当局審査）

○商品申請時に、予定新契約費と解約時に適用する解約控除額との比率等をチェックする。

○販売後は、事業費データのモニタリングにより、保険料設定に用いた付加保険料の水準の妥当性等を検証する。

予定事業費等の審査と事業費データのモニタリング

○従前(18年4月以前)

- ① 予定事業費(新契約費+維持費)については、保険会社は、想定したコストの実額の積上げによる計算結果等を提出。
(しかしながら、近年の商品内容・販売経路の多様化等により、コストの実額の積上げによる予定事業費と、実際に支出した事業費とが乖離するケース等が増加。保険会社では、設定した予定事業費を弾力的に改定できる仕組みが必要となっていた。)
- ② 予定新契約費と解約時に適用する解約控除額との比率等のチェック

↓ 【審査の見直し】

○18年4月以降

【見直しのポイント】

- ① 予定事業費については、想定したコストの実績の積上げによる計算結果等の提出を求めないこととし、これらに関する規定は、社内規定に明記させることとした。
監督指針では、これらの社内規定において、予定事業費の水準を支出見込み額に対して妥当なものとすることを求めている。
他方、商品販売後の事業費データのモニタリングを導入。予定事業費とこれに対して実際に使用した事業費を把握するため、商品別・販売経路別・販売経過年数別に細分化した事業費データの定期報告を求めることとした。
- ② 予定新契約費と解約時に適用する解約控除額との比率等のチェック(継続)

【見直しの目的】

- ① 保険料の弾力化の促進 ⇒ 経営効率化等による保険料引下げ等が可能となる。
- ② 事前規制から事後規制に転換 ⇒ 事後モニタリングの導入により、予定事業費の合理性や妥当性等のチェックを行う。

(参考)

商品審査の法的枠組み

商品審査は、現行の保険業法のもとでは、以下の法的枠組みにおいて行われている。

1. 商品の内容や料率は、基礎書類(免許申請時の添付書類)(※)に定められ、免許申請時に審査を受けている(法4条2項、5条1項3号4号)。
2. 新商品の開発や商品内容の変更は、その基礎書類の変更によって行われ、これについては、免許申請時と同様の審査基準により審査の対象となっている(法123条)。
3. 基礎書類の記載事項については、府令事項(規則8条ないし10条)となっており、その審査基準については、法律事項(法5条1項3号4号)と府令事項(規則11条、12条)となっている。
4. 保険料、責任準備金、解約返戻金等の契約者価額のそれぞれの計算方法は、基礎書類のうち、保険料及び責任準備金の算出方法書(いわゆる算方書)の記載事項となっている(規則10条1号ないし3号)。

※ 基礎書類 ⇒ 事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書(法4条2項2～4号)

「基礎書類」の記載事項と審査基準

	記載事項(すべて府令事項)	審査基準(法律事項と府令事項)	
		法律事項	府令事項
事業 方法 書	<p><u>規則 8 条</u></p> <p>1 被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類(再保険を含む。)の区分</p> <p>2 保険金額及び保険期間に関する事項</p> <p>3 被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の手續に関する事項</p> <p>4 保険料の收受並びに保険金及び払い戻される保険料その他の返戻金の支払に関する事項</p> <p>5 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項</p> <p>6 保険契約の特約に関する事項</p> <p>7 保険約款の規定による貸付けに関する事項</p> <p>8 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合の取扱いに関する事項</p> <p>(※特別勘定を設ける場合、積立勘定を設ける場合には追加記載事項あり。)</p>	<p><u>法 5 条 1 項 3 号(事方書と約款で共通)</u></p> <p>イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「保険契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。</p> <p>ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。</p> <p>ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。</p> <p>ホ その他<u>内閣府令</u>で定める基準</p>	<p><u>規則 11 条</u></p> <p>1 保険契約の内容が、保険契約者等の需要及び利便に適合した妥当なものであること。</p> <p>2 保険契約の締結(被保険者の同意を必要とする契約の変更を含む。以下この条において同じ。)又は商法第 677 条第 1 項(同法第 683 条第 1 項において準用する同法第 664 条の規定により準用される場合を含む。)に規定する指定若しくは変更の手續に関し、同法第 674 条(同法第 683 条第 1 項において準用する同法第 664 条の規定により準用される場合及び同法第 677 条第 2 項(同法第 683 条第 1 項において準用する同法第 664 条の規定により準用される場合を含む。))の規定により準用される場合を含む。)に規定する保険契約に係る同意の方式が、被保険者の書面により同意する方式その他これに準じた方式であり、かつ、当該同意の方式が明瞭に定められていること。</p> <p>2の2 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手續を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者(当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。)の身体状況の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手續の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務の的確な運営が確保されるための適切な措置が講じられていること。</p> <p>3 <u>保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること。</u></p> <p>3の2 次に掲げる保険契約のうち、令第 45 条第 1 号 から第 4 号までに掲げる場合のいずれかに該当するため法第 309 条第 1 項 に規定する申込みの撤回等を行うことができないものにあつては、特定早期解約(保険契約の解約のうち、当該保険契約の成立の日又はこれに近接する日から起算して 10 日以上のある一定の日数を経過するまでの間に限り、解約により保険契約者に払い戻される返戻金の計算に際して、契約者価額から控除する金額を零とし、及び当該保険契約に係る費用として保険料から控除した金額の全額を契約者価額に加算するものをいう。)を行うことができる旨の定めがあること。ただし、法第 309 条第 1 項第 2 号から第 5 号 までに掲げる場合若しくは令第 45 条第 5 号から第 8 号までに掲げる場合のいずれかに該当するため当該申込みの撤回等を行うことができない場合、又は令第 45 条第 1 号から第 4 号までに掲げる場合のいずれかに該当する場合において当該保険会社が当該申込みの撤回等に応じる旨の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>イ 第 74 条各号に掲げる保険契約</p> <p>ロ 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第 2 条第 14 項に規定する金融商品市場をいう。)における相場その他の指標に係る変動により保険料の合計額を下回ることとなるおそれがある保険契約(イに掲げるものを除く。)</p> <p>ハ 保険金、返戻金その他の給付金(以下「保険金等」という。)の額を外国通貨をもって表示する保険契約(イ又はロに掲げるものを除く。)</p> <p>4 法第 3 条第 4 項第 1 号又は第 2 号に掲げる保険の引受けを行う場合においては、保険金の支払基準及び限度額が適正であること。</p> <p>5 特別勘定又は積立勘定を設ける保険契約にあつては、それらに属する財産の運用に係る体制が適正であること。</p> <p>6 <u>保険契約者に対して、第 53 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること。</u></p>
普通 保険 約 款	<p><u>規則 9 条</u></p> <p>1 保険金の支払事由</p> <p>2 保険契約の無効原因</p> <p>3 保険者としての保険契約に基づく義務を免れるべき事由</p> <p>4 保険者としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期</p> <p>5 保険契約者又は被保険者が保険約款に基づく義務の不履行のために受けるべき不利益</p> <p>6 <u>保険契約の全部又は一部の解除の原因及び当該解除の場合における当事者の有する権利及び義務</u></p>		

<p>7 契約者配当(法第114条第1項に規定する契約者配当をいう。)又は社員に対する剰余金の分配を受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲</p>		<p>7 保険会社が保険料率その他の契約内容の全部又は一部を変更(保険契約の内容の追加又は削除及び保険契約の全部又は一部の解除を含む。)することができることを約した保険契約にあっては、次に掲げるいずれかの要件を満たすものであること。</p> <p>イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期が明確に定められていること。この場合において、第三分野保険の保険契約で基礎率変更権(保険契約締結時の保険料計算の基礎となる保険事故発生率(以下「予定発生率」という。))について、実際の保険事故発生率(以下「実績発生率」という。))が保険契約締結時の予測と相違し又は今後明らかに相違することが予測されるため、予定発生率を変更して保険料又は保険金の額の変更を行う権利のことをいう。以下同じ。)に関する規定を法第4条第2項第3号に掲げる書類に記載する場合は、予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標を基に、当該基礎率変更権の行使に係る法第123条第1項の規定に基づく認可を申請することができる基準(第53条第1項第7号の2及び第7号の3において「基礎率変更権行使基準」という。)を明確に定めていること。</p> <p>ロ 保険会社が保険契約者に対して、保険契約の内容の変更を通知した場合、当該保険契約者等が不利益を受けることなく当該保険契約を将来に向かって解除できるものであること。</p>
<p>保険料及び責任準備金の算出方法書</p> <p><u>規則10条</u> ※ 生保の場合、1-6号、8号、損保の場合、1-4号、6-8号</p> <p>1 保険料の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項</p> <p>2 責任準備金(法第116条第1項の責任準備金をいう。)の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。)に関する事項</p> <p>3 <u>返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額(以下「契約者価額」という。))の計算の方法及びその基礎に関する事項</u></p> <p>4 第30条の5第1項第1号の社員配当準備金又は第64条第1項の契約者配当準備金及び社員に対する剰余金の分配又は契約者配当の計算の方法に関する事項</p> <p>5 未収保険料の計上に関する事項</p> <p>6 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項</p> <p>7 純保険料(保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものをいう。)に関する事項</p> <p>8 その他保険数理に関して必要な事項</p>	<p><u>法5条1項4号</u></p> <p>イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。</p> <p>ロ 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>ハ その他<u>内閣府令</u>で定める基準</p>	<p><u>規則12条</u></p> <p>1 <u>契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。</u></p> <p>2 当該書類に記載された事項(保険料に係る部分を除く。)に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。</p> <p>3 自動車の運行に係る保険(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第五条(責任保険又は責任共済の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険を除く。)の引受けを行う場合においては、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。</p> <p>イ 純保険料率の算出につき危険要因を用いる場合には、次に掲げるいずれかの危険要因により、又はそれらの危険要因の併用によること。</p> <p>(1) 年齢</p> <p>(2) 性別</p> <p>(3) 運転歴</p> <p>(4) 営業用、自家用その他自動車の使用目的</p> <p>(5) 年間走行距離その他自動車の使用状況</p> <p>(6) 地域</p> <p>(7) 自動車の種別</p> <p>(8) 自動車の安全装置の有無</p> <p>(9) 自動車の所有台数</p> <p>ロ イに規定する危険要因による純保険料率の格差が統計及び保険数理に基づき定められていること。</p> <p>ハ イに規定する年齢、性別及び地域に係る純保険料率が、別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>ニ 法第4条第2項第4号に規定する書類に、免許に係る保険料を中心とした一定範囲内で保険料を修正することを記載する場合には、その範囲が免許に係る保険料に対し、千分の百二十五を乗じたものを加えたもの又は減じたものを、それぞれ上限又は下限とするものであること。</p>